

刑鑑甲達第7号
平成25年3月21日
〔改正 令和5年3月3日
刑鑑甲達第2号〕

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

警察犬運用要綱の制定について

警察犬の運用については、警察犬運用要綱の制定について（例規通達）（平成11年刑鑑第1号。以下「旧要綱」という。）に基づき運用しているところであるが、このたび、実情に応じた効果的な運用を図るため内容を見直し、別添「警察犬運用要綱」を制定し、平成25年4月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は、平成25年3月31日をもって廃止する。

警察犬運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、犯罪捜査その他の警察業務における警察犬の効果的な運用を図るため、警察犬、準警察犬及び警察協力犬（以下「警察犬等」という。）並びにこれらの指導手の嘱託、認定及び運用について必要な事項を定めるものとする。

第2 審査委員会

- 1 警察本部に、警察犬審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。
- 2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は刑事部長、副委員長は刑事部鑑識課長をもって充てる。
- 4 委員は、警察本部の警察職員のうち委員長が指定する者をもって充てる。
- 5 審査委員会は、警察犬等及び指導手の選考を任務とする。
- 6 審査委員会の庶務は、刑事部鑑識課において処理するものとする。

第3 審査会及び嘱託の上申

- 1 審査委員会は、第2の5に定める選考を行うため、毎年1回、嘱託警察犬審査会（以下「審査会」という。）を開催するものとする。
- 2 審査は、犯罪捜査その他業務に必要な足跡追及、臭気選別及び服従動作のうち、審査委員会の指定する項目について実地により行うものとする。
なお、審査要領は、その都度審査委員会が定めるものとする。
- 3 委員長は、審査会の結果、過去の実績・訓練度、現場への出勤態勢等に対する調査結果を勘案し、警察犬及びその指導手として嘱託することが適当と認めるときは、警察本部長（以下「本部長」という。）に嘱託を上申するものとする。
なお、警察犬にあつては、嘱託種別（足跡追及、臭気選別）ごとに本部長に上申するものとする。
- 4 委員長は、3の警察犬に準じた適格性及び将来性があると認められるものを準警察犬として認定するものとする。
なお、準警察犬にあつては、認定種別（足跡追及、臭気選別）ごとに委員長が認定するものとする。
- 5 副委員長は、服従動作の審査結果、警察広報活動に対する協力意思等を勘案し、適当と認められるものを警察協力犬として認定するものとする。

第4 嘱託及び認定

- 1 警察犬の嘱託は、委員長の上申に基づき本部長が行うものとする。
- 2 準警察犬の認定は、委員長が行うものとする。
- 3 警察協力犬の認定は、副委員長が行うものとする。
- 4 警察犬等の指導手の嘱託は、委員長の上申に基づき本部長が行うものとする。
- 5 1及び4の嘱託は、嘱託書（別記様式第1号又は別記様式第2号）を交付して行うものとする。
なお、4の嘱託について、未成年者に対して行う場合には、保護者の同意を得るものとする。

6 2及び3の認定は、認定書（別記様式第3号又は別記様式第4号）を交付して行うものとする。

7 囑託及び認定の期間は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。ただし、本部長が必要と認めるときは、これを延長することができる。

第5 運用責任者

1 警察犬等の効果的な運用を図るため、警察本部に運用責任者を置く。

2 運用責任者は、刑事部鑑識課長をもって充てる。

3 運用責任者は、次に掲げる事項について積極的に指導するものとする。

(1) 警察犬等の所有者及び指導手との良好な協力関係の保持

(2) 警察犬等及び指導手の訓練及び練度の向上

(3) 警察職員に対する警察犬等の効果的活用事例等に関する教養の実施

4 運用責任者は、犬籍カード（別記様式第5号）、準警察犬台帳（別記様式第6号）及び警察協力犬台帳（別記様式第7号）を備え付け、警察犬等の経歴等運用に必要な事項を記録しておかなければならない。

第6 出動の要請等

1 警察署長（以下「署長」という。）は、次のいずれかに該当する事案を認知したときは、運用責任者に対し警察犬及び警察犬指導手の出動を要請することができる。この場合において、運用責任者は、速やかに警察犬及び警察犬指導手の手配を行うものとする。

(1) 犯罪現場に被疑者等の遺留品、足跡その他原臭となるものがあるとき。

(2) 犯罪現場及びその付近に被疑者等が潜伏し、又は凶器、被害品等が隠匿されていると認められるとき。

(3) 犯行を立証するため、警察犬による臭気選別を行う必要があるとき。

(4) 迷い人・行方不明者又は死体を捜索するとき。

(5) その他警察活動上、警察犬を活用することが効果的であると認められるとき。

2 署長は、1の出動要請をする場合は、次に掲げる事項を運用責任者に口頭で報告しなければならない。ただし、急を要する場合は、直接警察犬及び警察犬指導手に対して出動を求めることができるものとし、事後速やかに運用責任者に報告しなければならない。

(1) 事案発生の日時及び場所

(2) 被害者の住所、職業、氏名及び年齢

(3) 事案の概要

(4) 原臭保有物件の種別

3 運用責任者及び署長は、警察犬又はその指導手が不在等でやむを得ない場合は、犯罪捜査以外の出動に限り準警察犬の出動を要請することができる。

また、警察協力犬にあつては、警察広報活動に限り出動を要請することができる。

4 指導手が未成年者である場合には、出動の際に保護者の付き添いを必要とする。

第7 警察犬等の活用に当たっての留意事項

署長は、警察犬等の有効な活用を図るため、署員に対して次に掲げる事項を徹底しなければならない。

- 1 迅速な出動要請を行うこと。
- 2 原臭を適切に保存すること。
- 3 警察犬等及び指導手の活動を妨害しないこと。
- 4 警察犬等の行動を慎重に観察すること。
- 5 発見資料の証拠保全措置を的確に行うこと。

第8 嘱託又は認定の解除

次のいずれかに該当するときは、嘱託又は認定を解除するものとする。

- 1 嘱託又は認定の期間が満了したとき。
- 2 嘱託又は認定を辞退したとき。
- 3 死亡、疾病その他の理由により嘱託又は認定できなくなったとき。
- 4 その他嘱託又は認定の継続が適当でないと認めたとき。

第9 秘密義務の徹底

運用責任者及び署長は、警察犬等の所有者及び指導手に対して、出動を通じて知り得た事実を漏らしてはならないこと、及びその職を退いた後もまた同様であることを徹底しなければならない。

第10 報告

署長は、警察犬等及び指導手の出動を受けたときは、警察犬等出動報告書（別記様式第8号）及び警察犬等活動報告書（別記様式第9号）により、運用責任者を經由して速やかに本部長に報告しなければならない。

第11 謝金

本部長は第6の要請により出動があった場合は、警察犬等の所有者及び指導手に対して謝金を支給することができる。この場合において、出動のあった警察犬等の所有者と出動した指導手が同一である場合又は所有者と指導手が生計を同一とする家族である場合には、重複支給できないものとする。

第12 表彰

運用責任者又は署長は、警察犬等及び指導手に功労があった場合、捜索中等に死亡又は受傷した場合等には、福井県警察の表彰に関する訓令（平成9年福井県警察本部訓令第2号）に基づき表彰上申するよう、特に配慮しなければならない。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、警察犬等及び指導手の嘱託、認定及び運用に関する細部事項は、委員長又は運用責任者が定めることができる。

様式省略